

「会津若松市心身障がい児就学指導委員会条例の一部改正」への意見募集結果報告

募集方法及び結果は下記の通りです。

1. 募集期間 平成 25 年 12 月 10 日（火）～平成 26 年 1 月 10 日（金）
2. 提出方法 直接提出（1 件）
3. 意見件数 3 件（1 人）
4. 意見の要旨と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	名称は、親にとっては相談が入ることで、気軽に悩みを聞いてもらえる思いがするので「教育支援相談委員会」にしてはどうか。	ご提案の名称につきましては、確かに相談機能の充実という面からは、分かりやすいものですが、相談機能を含めた、広い意味での支援を行う組織とするため「教育支援委員会」といたしますので、ご理解ください。
2	委員の構成については、「教育委員会が必要と認めた者」ではなく、具体的にどのような人か明記すべきではないか。	追加する委員については、より幅広い意見聴取のため、柔軟な人選が行えるよう、「教育委員会が必要と認めた者」といたしますので、ご理解ください。
3	相談を担当する専門委員の配置で、今までと変わって初期の段階からの相談体制がとれるのなら賛成。	ご意見のとおり、初期の段階からの有効な相談が行える体制を整えてまいります。